

## 介護ロボット等導入支援事業補助金に関する Q&amp;A

	質問	回答
<b>介護ロボット・ICT 共通</b>		
1	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	申請時点で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内所在の事業所が対象となります。
2	交付申請は1法人につき1事業所までしか申請できないなどの制約はあるか。	原則として制約はありませんが、県の予算額を超える応募があった場合は、予算額の範囲内での補助対象事業者の決定や、補助額・補助台数の調整等を行います。
3	別の補助事業で既に補助を受けた場合に、当該補助金の申請はできるか。	別の補助事業で導入等した場合は、重複して補助を受けることはできません。 新たに導入する介護ロボット等で他の補助を受けておらず、かつ受ける予定もないものについては補助対象となります。
4	介護ソフトや介護ロボット等の購入形態により、申請額はどのように考えればよいか。	以下のとおりとする。 ・使用権の期限がないもの…全額 ・支払が月額払いのもの…当該年度分 ・支払が年額払いのもの…1年分 ・複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分 ※上記は全て令和7年1月末までに支払が完了する分に限る
5	契約、導入はいつ行えば良いのか。製造業者の都合で今年度内に導入できないかもしれないが、そのような場合でも補助対象になるのか。	県からの交付決定通知を受け取った後に、令和7年1月末までに契約、支払い、納品、導入の全てを完了させてください。 <b>※補助金交付決定前に契約を締結したもの及び年度令和7年1月末を越えてから支払われたものは補助対象となりません。そのため、期間に余裕をもって発注をされることをお勧めします。</b>
6	LIFEによる情報収集に協力することとあるが、具体的な収集項目としてはどのようなものがあるか。	収集する項目としては、ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために構築するデータベースに必要な情報となります。 具体的には、厚生労働省「科学的介護」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html</a> を参照してください。

	質問	回答
7	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」とは。	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。  「SECURITY ACTION」の概要説明 <a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</a> 「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 <a href="https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf">https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf</a>
8	セキュリティ対策として参考とするものはあるか。	セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」(令和5年5月)を参考にしてください。
9	提出することとなる「業務改善計画」とはどのようなものか。	介護ロボット、ICT、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の補助を受ける事業所が作成し、県及び厚生労働省あて提出するもので、具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については別途通知します。  なお、活用定着が困難なICTを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、和歌山県介護生産性向上総合相談センターに相談することを推奨します。  また、介護ロボット、ICT、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の補助を受けた事業所は、補助を受けた年度の翌年度から3年の間、県及び厚労省あて業務改善効果等を報告するものとし、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知します。
<b>介護ロボット</b>		
10	介護ロボットの補助台数に上限はあるか。	補助台数に上限はございません。 ただし、基準額の範囲内での交付となります。 また、県の予算額を超えるエントリーがあった場合は、予算額の範囲内での補助額・補助台数の調整等を行う場合があります。
11	補助対象となる介護ロボットにはどのようなものがあるか。	具体的には、経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」又は「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」において採択された介護ロボットなどが対象となります。県長寿社会課のホームページに掲載しておりますので参考にしてください。  <b>※和歌山県介護ロボット等導入支援補助金交付要綱(以下「県要綱」という)第2条第1項、同第3条別表、厚生労働省が定める介護ロボットの定義、本Q&amp;A等への適合性をご確認願います。</b>

	質問	回答
12	補助対象となる介護ロボット(その他機器)にはどのようなものがあるか。	<p>県要綱第2条第1項第1号を満たさず、介護従事者の身体的負担軽減や、間接業務時間の削減等に繋がる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上に繋がると知事が判断した機器が対象となり、具体的には次のいずれかに該当するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床走行式リフト</li> <li>・特殊浴槽</li> <li>・県要綱第2条第1項第1号ア及びウに該当し、同号イに該当しない介護ロボット</li> </ul>
13	付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば対象になります。
14	介護ロボットの導入時の工事費用や、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	<p>介護ロボットの購入代金、リース契約料又はレンタル料(令和7年1月末までに支払いが完了した分のみ対象)、運搬費、配送料、初期設定・設置費用が<b>補助対象</b>であり、通信費、メンテナンス費用は<b>対象外</b>となります。</p> <p>その他の対象外となる経費については、県要綱第3条別表に記載されているのでご確認をお願いします。</p>
15	<p>介護ロボットを運用するために通信回線機器(Wi-Fiルーター、モバイル端末等)を整備する必要があるが、それらの購入費は対象となるのか。</p> <p>また、見守り支援機器で、いくつかの構成要素があり、機器数の数え方が判然としないものがあるが、その場合の機器数の数え方はどうすればよいのか。</p>	<p>見守り機器導入に伴う通信環境の整備についてのみ、介護テクノロジーのパッケージ型導入メニューで補助対象となります。</p> <p>また、質問の場合の機器数の数え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、介護ロボットとしての要件を満たすための構成要素を全て満たしたものを合算で1機器とし、補助額を算定します。</li> <li>・以後は、本体(見守り用のカメラ等)等がそれぞれ1機器として、補助額を算定します。</li> </ul> <p><b>※提出される見積書等の記載に当たっては、上記が明確に判別可能となるようご留意願います。</b></p>
<b>ICT</b>		
20	ICT導入に要する経費に対する補助金について、例えば1法人で複数のサービスや事業所を展開している場合の事業所の数の考え方はどうなるのか。	許可又は指定を受けた介護サービス種別毎に1事業所として計算します。

	質問	回答
21	既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより一気通貫となる場合は対象となるのか。	対象となります。
22	複数の介護ソフトを連携させて、一気通貫となる場合は対象となるのか。	対象となります。
23	国保中央会のケアプランデータ連携クライアントソフトは、本事業の対象となるか。	他事業所との情報連携まで念頭においた導入計画である場合は、事業所内の介護ソフトとケアプランデータ連携クライアントソフトとの組合せにより転記不要となると言えるため、ケアプランデータ連携クライアントの利用に係る費用は補助対象となります。
24	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分の経費」が対象となるのか、それとも「3月末までの経費」が対象となるのか。	Q4のとおり、3月末までの経費が対象となります。 ただし、令和7年1月末までに支払が完了する分のみとします。
25	介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、「全額」が補助対象となるのか、それとも按分して「3月末までの経費」が対象となるのか。	Q4のとおり、複数年の使用权契約のものは、契約年数を按分して1年分が補助対象となります。 ただし、令和7年1月末までに支払が完了する分のみとします。
26	ICT導入に要する経費のうち、情報機器(タブレット端末等)の対象は具体的にどのようなものが対象となるのか。	専ら介護ソフトを使用するための端末であって、事務負担軽減に効果のある情報機器が対象です。介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とします。 なお、生産性向上の観点から、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンターは対象外となります。
27	ICT導入に要する経費のうち、情報機器(タブレット端末等)の利用方法で留意することはあるか。	介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。

	質問	回答
28	ICT導入に要する経費として、バックオフィス業務(人事、給与、ホームページ作成などの業務)や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援が単体となっているソフトの導入に要する経費は補助対象となるのか。	対象となります。 ただし、介護ソフトにより一気通貫を満たしていることが前提となります。
29	ICT導入にあたり、既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合に、新たにタブレット端末等のみ導入する場合も補助対象となるのか。	対象となります。 ただし、介護ソフトにより一気通貫を満たしていることが前提となります。
30	職員数の算出にあたり、管理者等の直接的な業務に携わらない職員も対象となるか。 また、対象となるのは常勤の職員のみか。	訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含まれます。 また、常勤・非常勤の別は問いません。
31	職員数については、どのように算出すればよいか。	申請時点における常勤換算方法により算出された人数を職員数(小数点以下は四捨五入)としますが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、職務の性質上、実人員として差し支えありません。
32	補助額の合計が補助基準額の範囲内であれば、2回目の補助が可能とあるが、具体的にはどのように考えればよいか。	補助上限額は、申請年度の基準額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額となります。 なお、この場合の職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数(常勤換算)で少ない方の区分により算定します。
33	タブレット端末等の導入において、「タブレット端末等を導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。」と県要綱には書かれているが、具体的にどのようなことに注意すればよいか。	本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示(シール貼付等)を行うなど各事業所において適切な対応をお願いします。

	質問	回答
34	タブレット端末や介護ソフトにも色々あるが、導入の際に気を付けることはあるか。	<p>タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨します。また、LIFEIによる情報収集に対応した介護ソフトの導入をお願いします。</p> <p>なお、研究開発品ではなく企業が保証する商用の製品を対象としますが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトを、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えありません。一方、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められません。</p>
35	どのような資料を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組めばよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン (掲載先 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html</a>)</li> <li>・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き</li> <li>・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集 ICT (掲載先 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html</a>)</li> </ul> <p>を参考にしてください。</p>
<b>介護テクノロジーのパッケージ型導入</b>		
40	見守り機器導入に伴う通信環境整備が補助対象となっているが、具体的な補助対象としてはどのようなものか。	<p>具体的な対象は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</li> <li>・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム</li> <li>・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</li> </ul>
41	既に見守り機器を導入している場合において、効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合は補助対象となるか。	対象となります。

	質問	回答
42	見守り支援機器と連動するパソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば含まれますが、汎用性のあるパソコン、タブレット、モバイル端末は含まれません。